

## 漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱（下水道）

### （目的）

第1条 この要綱は、豊橋市下水道条例（昭和41年豊橋市条例第41号。以下「下水道条例」という。）第17条及び豊橋市地域下水道条例（昭和11年豊橋市条例第28号。以下「地域下水道条例」という。）第16条第1項の規定による使用水量又は排出量を算定するため、漏水等に係る減量水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 豊橋市水道事業給水条例（昭和33年豊橋市条例第19号。）第25条により算定された水量又は、下水道条例第17条第2項及び第18条又は、地域下水道条例第16条第1項第1号及び同項第2号に規定する水量をいう。
- (2) 実績水量 前年同期の使用水量を実績水量とする。  
ただし、前年同期において、使用者の世帯構成人員の増減、使用形態の変動、長期漏水、季節変動等により実績水量として認定できない場合は、前2月の使用水量等過去使用水量又は修理工事完了後における一定期間の日割計算で算出した水量とする。
- (3) 漏水量 使用水量から実績水量を差し引いた水量とする。
- (4) 不表現漏水 地中埋設部、床下、壁の中等、また使用者が注意をもって管理していたにもかかわらず客観的に発見が困難であると判断される漏水をいう。
- (5) 表現漏水 不表現漏水を除くすべての漏水のことをいう。
- (6) 排出量 本条第1号に規定する使用水量のうち下水道管に流入する水量をいう。

(認定の対象)

第3条 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合で、下水道管に流入していないと認めるときは、下水道条例第2条第2号に規定する公共下水道及び地域下水道条例第2条第1項及び第2項に規定する地域下水道で算定された使用水量の認定を行うことができる。

- (1) 使用者が恒常的に不在のため使用水量を計量できない場合
- (2) メーターが土砂、汚水、及びメーターの損傷等で使用水量を正確に計量できない場合
- (3) メーターボックスの上の移動不可能な重量物その他の障害物のため、使用水量を計量できない場合
- (4) 公共施設及び公共施設に準ずる施設においての不明な水量
- (5) 不表現漏水
- (6) 表現漏水
- (7) 受水槽漏水
- (8) 管理者が行う配管工事等に伴う濁水放流
- (9) 災害等による場合

(認定水量の基準)

第4条 管理者は、前条の第1号から第3号までに該当する場合は実績水量をもって使用水量とみなす。前条の第4号から第8号までに該当する場合は別表の基準により減量水量を認定する。ただし、前条の第4号については、誓約書の提出をもって、1回のみ認定とする。前条の第9号に該当する場合は、管理者及び関係各所と協議のうえ決定する。

(認定の対象期間)

第5条 第3条第5号から第7号までに該当する場合の認定対象期間は漏水修理完了日以前1年以内とし、認定月数は4月を限度とする。

(減量認定申請等)

第6条 減量認定の適用を受けようとする者は、給水装置修理完了日以後1年以内に漏水等による使用水量減量認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を管理

者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の内容を審査し、減量認定をした者には漏水等による使用水量減量認定決定通知書（様式第2）を、非該当とした者には漏水等による使用水量減量非該当決定通知書（様式第3）を速やかに申請者に通知するものとする。

（減量認定の取消）

- 第7条 管理者は、前条第2項に規定する減量の決定を受けた者が、虚偽の申請、その他不正な方法により決定を受けた場合は、決定を取り消し、決定通知の使用水量とすることができる。

（減量認定の適用除外）

- 第8条 管理者は、次の各号に該当する場合は、減量認定の適用から除外することとする。

- (1) 漏水量が2月で10 m<sup>3</sup>に満たない場合。
- (2) 修理完了日以後1年以上を経過した場合。
- (3) 漏水修理が豊橋市指定給水装置工事事業者により施工されなかった場合。ただし、給水装置の軽微な変更又は給水装置の構造及び材質が水道法第16条の2の規定に基づく政令で定める基準に適合していると確認された場合を除く。賃貸物件における漏水及び受水槽漏水についても同様とする。
- (4) 給水栓（蛇口）の故障が原因により漏水した場合。
- (5) 使用者が故意に給水装置を破損し漏水した場合。
- (6) 工事の施工不良が原因で漏水した場合。  
ただし、完成後1年以内の漏水に限る。
- (7) 不正工事により漏水した場合。
- (8) 使用者が善良な管理注意義務を怠って漏水した場合。

（委任）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
(漏水による使用水量等の減量認定事務取扱要綱の廃止)
- 2 漏水による使用水量等の減量認定事務取扱要綱(平成 12 年 4 月 1 日)は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に漏水による使用水量等の減量認定事務取扱要綱の規定によりなされた申請又は決定は、この要綱の相当規定によりなされた申請又は決定とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 届出日が施行日前までのものについては改正前の要綱によるものとし、届出日が施行日以降のものについては改正後の要綱によるものとする。
- 3 施行日以降にこの要綱による改正前の要綱の様式により提出された漏水等による使用水量減量認定申請書は、当分の間、なお使用することができる。

附則

(施行期間)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期間)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条第 3 項については、平成 32 (2019) 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 施行日以降にこの要綱による改正前の要綱の様式により提出された漏水等による使用水量減量認定申請書は、当分の間使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

別表

漏水等原因内容	減 量 内 容				
不表現漏水	漏水量の全量を減量する。				
表現漏水	漏水量の 1 / 3 を減量する。 ただし、使用水量が実績水量の 5 倍を超えるときは、漏水量の 1 / 2 を減量する。				
受水槽漏水	満減水位警報装置の設置がある受水槽については、漏水量の 1 / 2 を減量する。 ただし、使用水量が実績水量の 5 倍を超えるときは、漏水量の 2 / 3 を減量する。 なお、満減水位警報装置のない受水槽については、その設置を条件に減量することができる。				
濁水放流 (1 時間当り減量水量)	口 径				
	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm
	1.0 m <sup>3</sup>	1.5 m <sup>3</sup>	2.0 m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>3</sup>	5.0 m <sup>3</sup>
第 3 条第 4 号については、不表現漏水を適用する。					